



平成24年4月11日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

### 訴訟の判決に関するお知らせ

当社が提訴を受けておりました名誉毀損による損害賠償請求訴訟について、以下の通り、本日付で東京地方裁判所より判決が下りましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決にいたるまでの経緯

当社は、平成20年6月29日に開催された第107回定時株主総会の招集通知において、平成19年6月26日から平成20年6月29日まで当社の監査役であった山田 剛夫（以下、「山田元監査役」という。）から、当社の行ってきた投資案件の意思決定において、当社取締役の善管注意義務違反、忠実注意義務違反という重大な任務懈怠があったこと、及び、会社のリスク管理体制、与信管理体制に不備があり早急なる対応が求められることの見解が表明されました。

当社といたしましては、上記山田元監査役の見解に対し、平成20年6月14日付お知らせにて、善管注意義務違反・忠実注意義務違反といった任意懈怠はなかったという当社及び当社の顧問弁護士の意見を公表し、その後は、当社取締役会の対応として、コンプライアンス体制を強化し、投資委員会を組成する旨を公表し、実施をしておりました。

これらの当社が行った公表に付きまして、山田元監査役からは、事実と異なっているという主張や、社会的信用のある顧問弁護士の意見という形で公表されることにより、山田元監査役の信用失墜の被害がより深刻となったという主張をされ、当社に対し修正を求められておりました。

しかしながら、当社といたしましては、当該公表について、慎重に検討を行った結果公表したものであり、内容が事実と異なったり、山田元監査役の信用を失わせるようなことはなかったため、山田元監査役からの修正要請には応じる理由がないと考え対応いたしませんでした。

このような当社の対応を不服として、山田元監査役は当社に対し、名誉毀損による損害賠償請求を求め、平成23年1月13日付で東京地方裁判所に提訴をしておりました。

その後、裁判で本日まで争って参りましたが、当社の主張が全面的に認められ、山田元監査役の請求は根拠がないものとして、本日請求を棄却されることとなりました。

#### 2. 訴訟の相手方

(1) 原告	山田 剛夫
(2) 所在地	横浜市青葉区もみの木台26番6号

#### 3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 4. 今後の見通し

この度の判決につきましては、当社の主張が全面的に認められることとなりました。又、当社に関係する皆様に対しましてはご心配をお掛けしております。真に申し訳ございませんでした。当社といたしましては、今後も根拠のない理不尽な申し出には毅然とした対応をしていく所存です。

今後も企業価値向上に努めてまいりますので、何卒ご理解いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上